

## 暴力団等排除に係る特約

発注者及び受注者は、各々相手方に対し、平成19年6月19日付で犯罪閣僚対策会議が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」及び平成22年6月1日愛知県警察の「建設工事からの暴力団排除に関する指導」に基づき、反社会的勢力との関係遮断を各々の事業の重要な基本方針としていることを表明し、発注者及び受注者は、各々相手方の表明を理解した上で、当該請負契約締結に当たり、あらかじめ下記特約を締結する。

(定義)

第1条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- 二 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員
- 三 暴力団関係者 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団などを含む。）
- 四 暴力団事務所等 暴力団及び暴力団員ないし暴力団関係者が組織的な活動の用に供している不動産(建物(建物の一部を含む。))及び土地。)

(契約の解除)

第2条 発注者又は受注者は、相手方（相手方が受注者の場合は、その下請負者を含む）が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なく、この契約を解除することができる。

- 一 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人ならびに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ）に暴力団員又は暴力団関係者がいると認められるとき。
- 二 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- 四 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 五 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 六 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 七 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

八 受注者が、発注者との間で締結した工事の請負契約に関し、発注者が工事の結果完成することとなる工事物件(増改築及び改修を含む。以下「物件」という。)を暴力団事務所等に利用するものと認められるとき

2 前項の契約解除に伴う違約金については、相手方は、解除した者に対し請求しないものとする。

3 第1項の規定により、この契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても、解除した者は、何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除した者に損害が生じたときは、相手方は、解除した者にその損害を賠償するものとする。

(通報・報告条項)

第3条 発注者及び受注者は、自ら又は自らの下請負者が暴力団、暴力団員または暴力団関係者による不当要求行為または工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または自らの下請負者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに相手方にこれを報告し、捜査機関への通報など必要な協力を行うものとする。

2 相手方が正当な理由なく前項に違反した場合、発注者又は受注者は、相手方に対し、何らの催告を要さずにこの契約を解除することができる。

(契約解除後の措置)

第4条 発注者は、受注者が前条に基づく契約の解除をしたとき、物件の出来形部分と検査済みの工事材料及び建築設備の機器(以下「工事材料等」という。)を引き受け、引き受けた物件の出来形部分及び工事材料等に相応する請負代金を受注者に支払うものとする。

2 前項に規定する発注者が受注者に請負代金を支払う場合において、発注者に前払金があったときは、当該前払金額を請負代金から控除するものとし、控除して精算した結果前払金額に残額があるときは、受注者はその残額について発注者に返すものとする。

3 受注者が前条に規定する契約の解除をしたときは、各当事者に属する物件については、発注者と受注者が協議のうえ、期間を定めてその引取り後片付けなどの処置を行うものとする。

4 前項の処置が遅れているときにおいて、催告しても、正当な理由がなく、なお行われなときは、相手方はこれに代わって処置を行い、これに要した費用を請求することができる。

(表明・確約条項)

第5条 発注者又は受注者は、相手方に対し、自ら又は自らの下請負者が、第2条第一号から第六号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

平成 年 月 日

発注者

受注者

## 暴力団等排除に係る特約

元請負人及び下請負人は、各々相手方に対し、平成19年6月19日付で犯罪閣僚対策会議が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」及び平成22年6月1日付けで愛知県警察の「建設工事からの暴力団排除に関する指導」に基づき、反社会的勢力との関係遮断を各々の事業の重要な基本方針として、いることを表明し、元請負人及び下請負人は、各々相手方の表明を理解した上、当該下請負契約締結に当たり、あらかじめ下記特約を締結する。

(定義)

第1条 この特約条項において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- 二 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員
- 三 暴力団関係者 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団などを含む。）

(契約の解除)

第2条 元請負人又は下請負人は、相手方又は相手方の下請負者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。以下、同じ。）が次の各号の一に該当する場合、相手方に対し、何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。

- 一 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人ならびに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員又は暴力団関係者がいると認められるとき。
- 二 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- 四 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 五 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 六 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 七 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用いて下請負人の信用を棄損し、または下請負人の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

2 前項の契約解除に伴う違約金については、相手方は、解除した者に対し、請求しないものとする。

3 第1項の規定により、この契約を解除された場合には、相手方に損害が生じて解除した者は、何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により解除した者に損害が生じたときは、相手方は、解除した者にその損害を賠償するものとする。

(通報・報告条項)

第3条 元請負人及び下請負人は、自ら又は自らの下請負者が暴力団、暴力団員または暴力団関係者による不当要求行為または工事妨害（以下、「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または自らの下請負者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに相手方にこれを報告し、捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うものとする。

2 相手方が正当な理由なく前項に違反した場合、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、何らの催告を要せずに、この契約を解除することができる。

(表明・確約条項)

第4条 元請負人及び下請負人は、相手方に対し、自ら又は自らの下請負者が、第2条第一号から第六号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

平成 年 月 日

元請負人

下請負人

暴 力 団 排 除 に 関 す る 特 約

- 1 下請負人は、元請負人に対し、下請負人の役員等または主な株主及び主要な取引先等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力と認められる企業、組織及び個人等（以下、反社会的勢力といいます。）と、直接または間接の関係を一切有していないこと及び将来も有しないことを誓約する。
- 2 下請負人は、元請負人に対し、下請負人又は下請負人の下請負者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）が反社会的勢力による不当要求行為または工事妨害（以下、不当介入といいます。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または下請負者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに元請負人にこれを報告し、元請負人の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うことを確約する。
- 3 下請負人が前2項に違反した場合または下請負人が自らまたは第三者を利用して、元請負人または元請負人の関係者に対し、詐術、暴力的行為ないし脅迫的言辞その他不当要求行為を行った場合は、元請負人は、下請負人に対し、何らの催告を要せずに、本契約を解除できる。
- 4 元請負人が前2項の規定により、この契約を解除した場合には、下請負人に損害が生じても元請負人は何らこれを賠償することは要せず、また、かかる解除により元請負人に損害が生じたときは、下請負人は元請負人にその損害を賠償するものとする。

平成 年 月 日

元請負人

下請負人

## 誓 約 書

様

当社は、当社の役員等または主な株主及び主要な取引先等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力と認められる企業、組織及び個人等（以下、反社会的勢力といいます。）と、直接または間接の関係を一切有していないこと及び将来も有しないことをここに誓約します。

さらに、当社は、当社又は当社の下請負者（下請負が数次にわたるときはその全てを含みます。）が反社会的勢力による不当要求行為または工事妨害（以下、不当介入といいます。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または下請負者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに御社にこれを報告し、御社の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行います。

以上について、当社が違反した場合及び当社が自らまたは第三者を利用して、御社にまたは御社の関係者に対し、詐術、暴力的行為ないし脅迫的言辞その他不当要求行為を行った場合には、契約の解除及び損害賠償など御社が行う一切の措置について異議ありません。

平成 年 月 日

(請負人)

印